

熊本県告示第438号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により、少年に有害な興行として、平成15年4月8日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年4月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	美人スチュワーデス 制服を汚さないで（新日本映像） 夢野まりあ 超淫乱女の私生活（新日本映像） ロストバージン やみつき援助交際（新東宝） 韓国の人妻たち 激しく淫らに（新日本映像） 女 豹（日活） 悩殺OL 舌先筋責め（大蔵映画） 乱行教室 私の顔にかけて（新日本映像） 美人姉妹 淫らな夜（新東宝） 人妻陰悶責め（大蔵映画） 箱の中の女2（日活） にっぽん淫欲伝 姫狩り（新東宝） 小悪魔デヴィ とろけ湯穴覗き（大蔵映画）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第439号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

平成15年4月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾名 熊本港
- 2 所 在 熊本市新港一丁目4番地内
- 3 概 要

番号	種類	数量及び能力（構造）
①	緑地	面積 69,222.6 平方メートル